

交通誘導警備員の配置に関する取扱いについて

交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の配置については、円滑な道路交通と安全を確保するため、警備業者の警備員を活用することを原則とするが、警備員が確保できない場合に限り「自家警備」を行うことができることとし、以下のとおり配置に関する取扱いを定める。

なお、自家警備とは、工事等を受注した建設業者が、当該施工現場において自社の従業員及び役員等（以下「従業員等」という。）が交通誘導警備に従事することをいう。

1 警備員の配置決定

交通誘導警備業務に当たっては、路線毎に「交通誘導警備員配置判断フロー図（別紙1）」のとおりに交通誘導の方法を決定する。

（1）指定路線区間内及び自動車専用道路

（2）交通頻繁な現道上の工事

最新の道路交通センサスの平日 24 時間交通量が 4,000 台／日以上区間

（3）上記以外

2 警備員の配置に関する留意点

交通誘導警備業務は、規制区域毎に同一の警備業者又は建設業者（以下「警備業者等」という。）が行うものとする。また、規制区域毎に指揮命令系統が独立していれば、同一の施工現場で複数の警備業者等による交通誘導警備が可能である。（別図1）

なお、規制区域内に複数の警備業者等が混在する場合は、労働者派遣法違反となる恐れがあるので認めない。

3 警備員の確保について

警備員の配置が必要な場合は、受注者が3者以上の警備業者へ照会することで警備員の確保が可能かの判断を行う。ただし、管内に警備業者が2者以上ない場合は、2者程度とする。

なお、照会方法は任意とするが、照会の結果（照会日時、警備業者名、担当者名、確保できなかった理由）は、記録を残しておくこと。

4 工事用信号機による交通誘導警備について

工事用信号機による交通誘導警備の可否については、本線交通量が比較的少ないこと、単路部、区間内に支道部又は乗入部からの流入がほとんどないこと、その他、これまでの実績や現地の状況を総合的に判断することとするが、現場条件に応じて工事用信号機に併用して警備員の配置が必要な場合もあるので、受注者は、工事を行う場所を所轄する警察署と打合せにより決定するものとする。

(3) 自家警備に係る事務の流れ

自家警備を実施しようとする場合は、受注者は、「交通誘導警備員の配置に関する確認書」(別記様式)を発注者と徳島県警備業協会に電子メールにより送付し確認すること。

なお、警備業協会の確認については、配置予定日から確認期間を考慮し、適切に行うこと。(別図3)

(4) 自家警備の留意点

自家警備であっても、契約図書に基づき適正な交通誘導警備業務を行うこと。自家警備従事者が用いる服装は作業員と明確に識別できるものとする。また、自家警備中の交通事故等に係る損害賠償等への対応について十分留意すること。

(5) 自家警備の監督

監督員は、配置計画のとおり配置された自家警備従事者が資格要件を満たすものであることを安全教育講習会の講習終了証等の資格要件の確認ができる資料によって確認すること。

(6) 自家警備の実績報告

受注者は、自家警備従事者を配置した実績を作業日報と配置状況写真等により整理するとともに、「交通誘導警備員勤務実績報告書」と併せて報告するものとする。実績報告書への記載については、「交通誘導警備員B」の欄に集計し、「主な作業工種」の欄に、作業工種とともに「自家警備」の旨を記載すること。

なお、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

(7) 自家警備の積算

自家警備を行う場合の労務単価は、「交通誘導警備員B」とする。

6 適用時期

令和3年2月1日以降に、交通誘導警備業務を行う案件に適用する。

5 自家警備について

(1) 自家警備従事者の資格要件

自家警備従事者は、交通誘導警備検定合格者（1級及び2級）のうち、2年以内に法定教育を受講した者、または徳島県が実施する安全教育講習会を過去2年以内に受講した者とする。ただし、規制区域毎に指揮命令系統が独立している必要があるため、交通誘導警備に必要な人員は全て同一の建設業者（元請業者に限る）とする。

自家警備従事者の資格要件

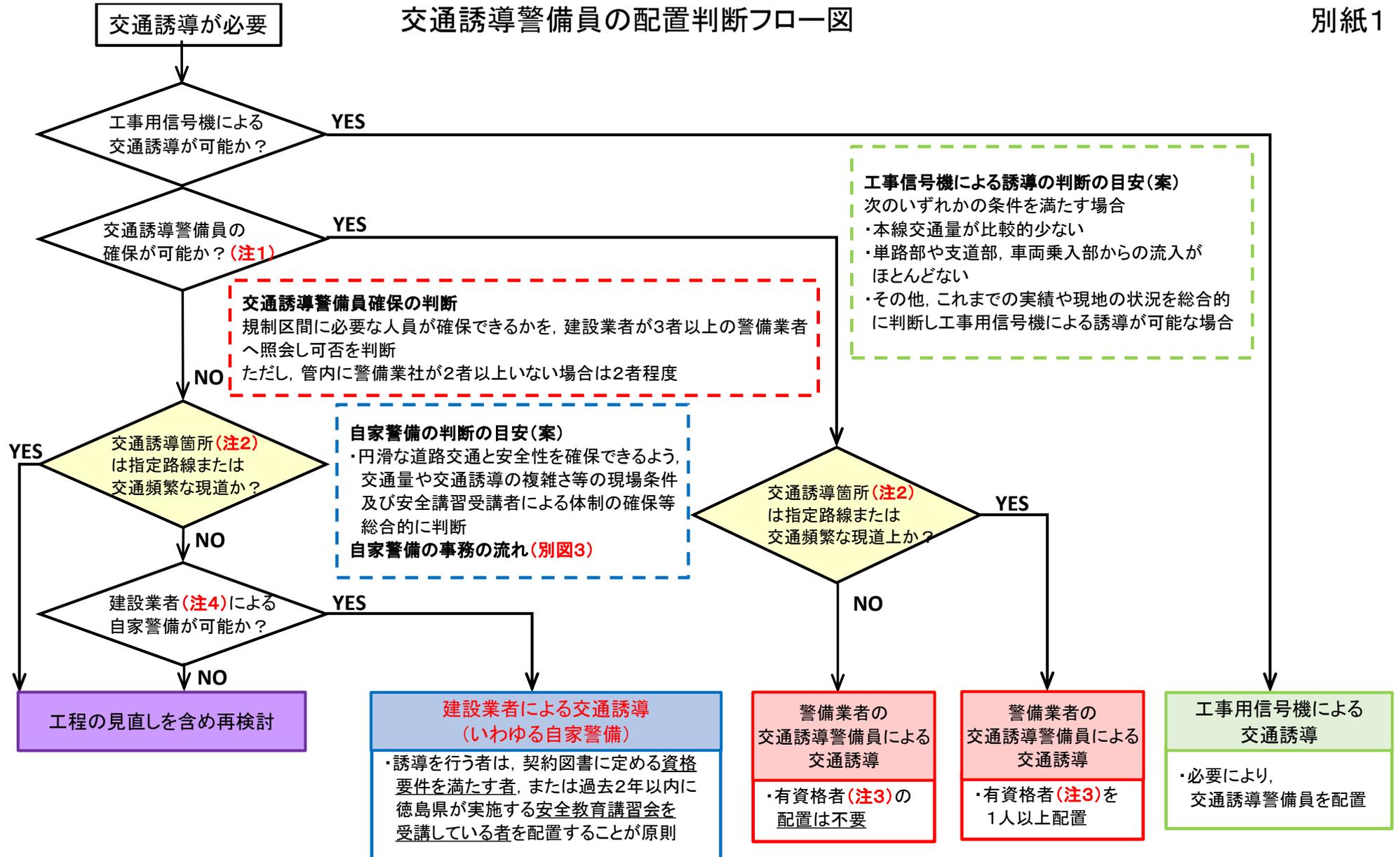
	原則 警備業者の警備員	自家警備が可能	
		警備業者の警備員が 配置困難な場合	災害対応など 緊急を要する場合
<ul style="list-style-type: none"> 公安委員会の指定区間 高速自動車道路 自動車専用道路 	<ul style="list-style-type: none"> 交通誘導警備業務を行う場所ごとに、検定合格警備員を1人以上配置 同一の警備業者の警備員 	<ul style="list-style-type: none"> 「交通誘導警備員の配置に関する確認書」の提出が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 県監督員がやむを得ない理由があると認めた場合 建設業者の従業員等でいずれかに該当する者等 <ul style="list-style-type: none"> ①検定合格者 ②県実施の講習受講者
<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の交通頻繁な現道 (道路交通センサ 交通量4,000台/ 日以上の区間) 	<ul style="list-style-type: none"> 工事ごとに、検定合格警備員を1人以上配置 同一の警備業者の警備員 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業者の従業員等で次に該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①検定合格者 	
<ul style="list-style-type: none"> その他の道路 	<ul style="list-style-type: none"> 警備業者の警備員 	<ul style="list-style-type: none"> 「交通誘導警備員の配置に関する確認書」の提出が必要 建設業者の従業員等でいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①検定合格者 ②県実施の講習受講者 	

資格	資格要件
①交通誘導警備検定合格者 (1級及び2級)	<ul style="list-style-type: none"> 警備業法第23条第1項に定める検定(交通誘導警備)に合格した者のうち、2年以内に法定教育を受講した者
②交通誘導警備に関し専門的な知識及び技能を有する者	<ul style="list-style-type: none"> 徳島県が実施する安全教育講習を過去2年以内に受講した者

(2) 自家警備の判断の目安

自家警備の可否については、円滑な道路交通と安全性を確保できるよう、交通量や交通誘導警備の複雑さ等の現場条件、及び安全講習受講者による体制の確保等から総合的に判断することとし、例えば、支道部・車両乗入部からの流入が少ない場合や工事用道路への出入口等がこれに該当する。(別図2)

交通誘導警備員の配置判断フロー図

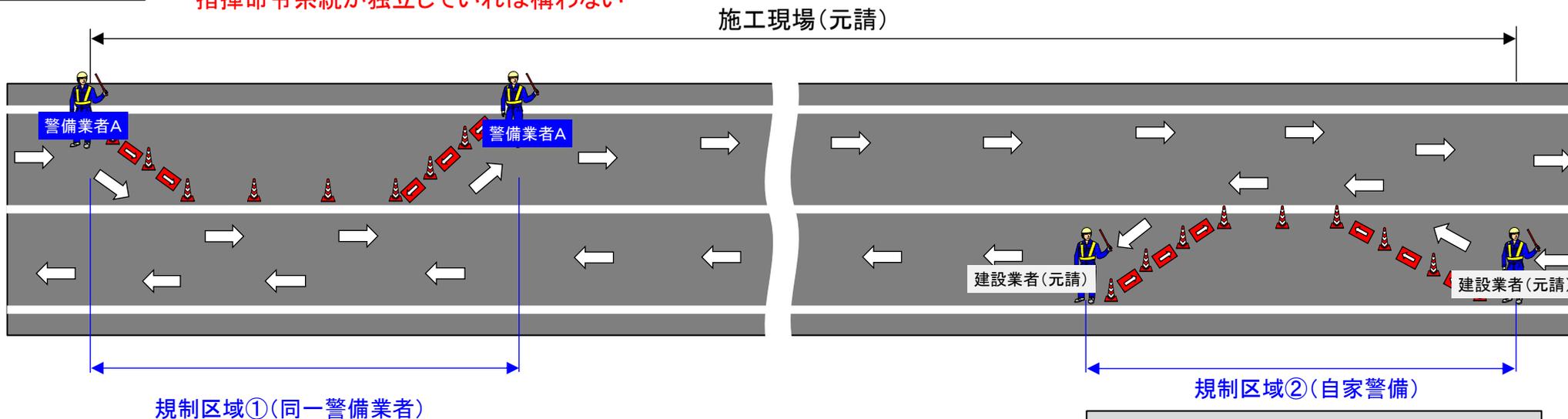


注1: 同一の施工現場で複数の警備業者(自家警備含む)が交通誘導警備業務を行う場合は、規制区域ごとに分担し、指揮命令系統が独立していること。
 注2: 交通頻繁な現道上とは、最新の道路交通センサス一般交通量調査の結果による平日の24時間交通量が4,000台以上の区間で工事及び監督員が現場の状況により、特に第三者の危険を防止する必要があると認めた工事等とする。また、沿道からの出入りに伴う交通誘導警備業務を行う箇所も含む。
 注3: 有資格者とは、交通誘導警備検定合格者(1級及び2級)をいう。
 注4: 建設業者とは、当該工事等の元請業者に限る
 ※ 工事用車両の経路上で配置が必要な場合は別途検討する
 ※ 自家警備中の交通事故等に係る損害賠償等への対応について十分留意すること

同一規制区域では、同一の業者で行わなければならない(労働者派遣法の違反となる可能性有り)

○良い例

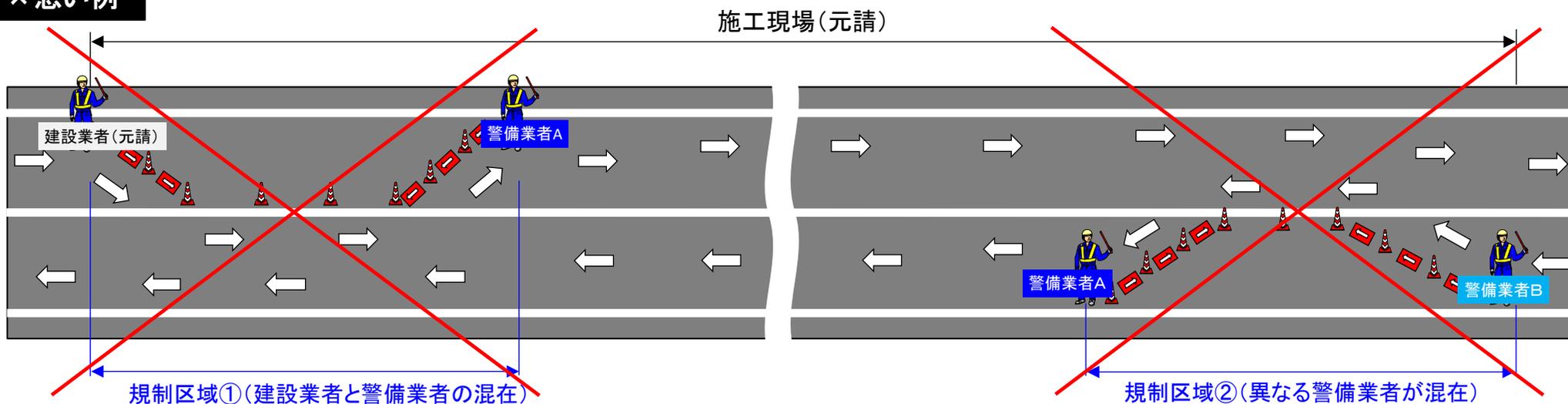
同一施工現場で複数の警備業者(自家警備も含む)が交通誘導警備業務を行う場合は、規制区域毎に分担し、指揮命令系統が独立していれば構わない



警備員が確保できず自家警備を認める場合

※自家警備は、元請業者に限る

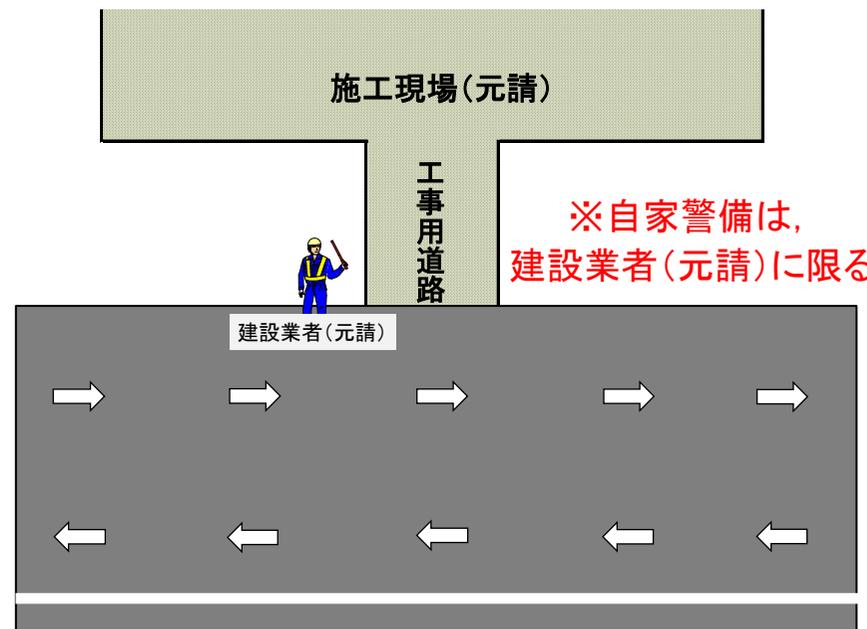
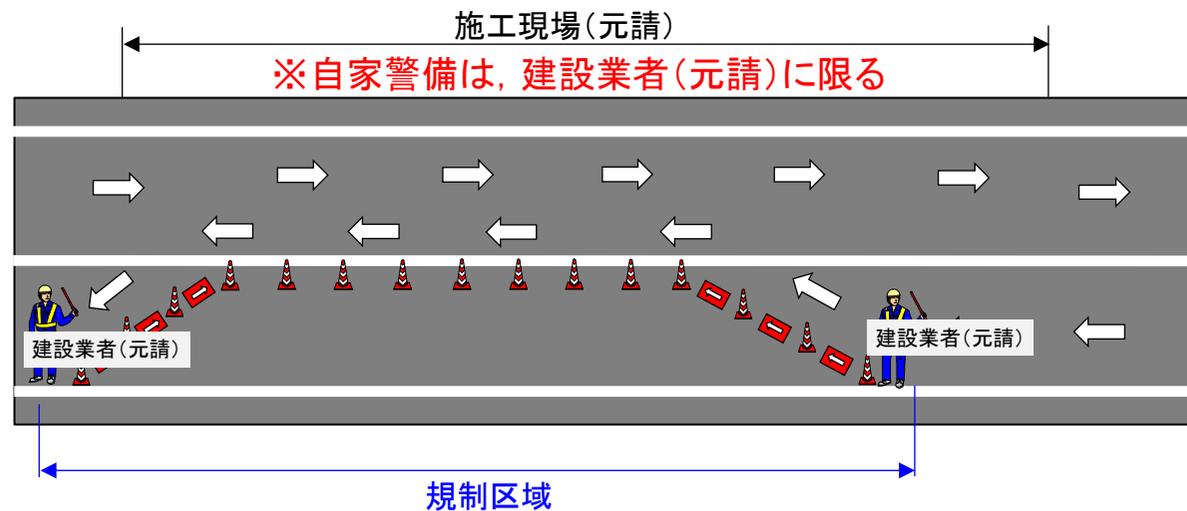
×悪い例



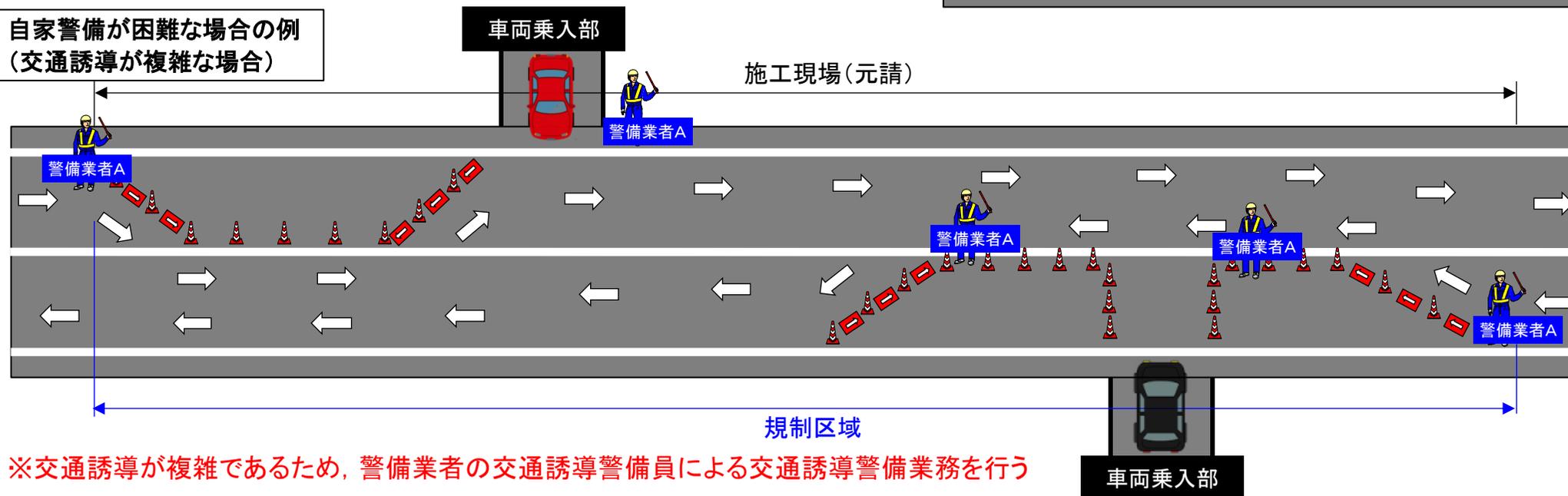
円滑な道路交通と安全性を確保できるよう、
交通量や交通誘導の複雑さ等の現場条件及び安全体制の確保等から総合的に判断する

自家警備が可能な場合の例

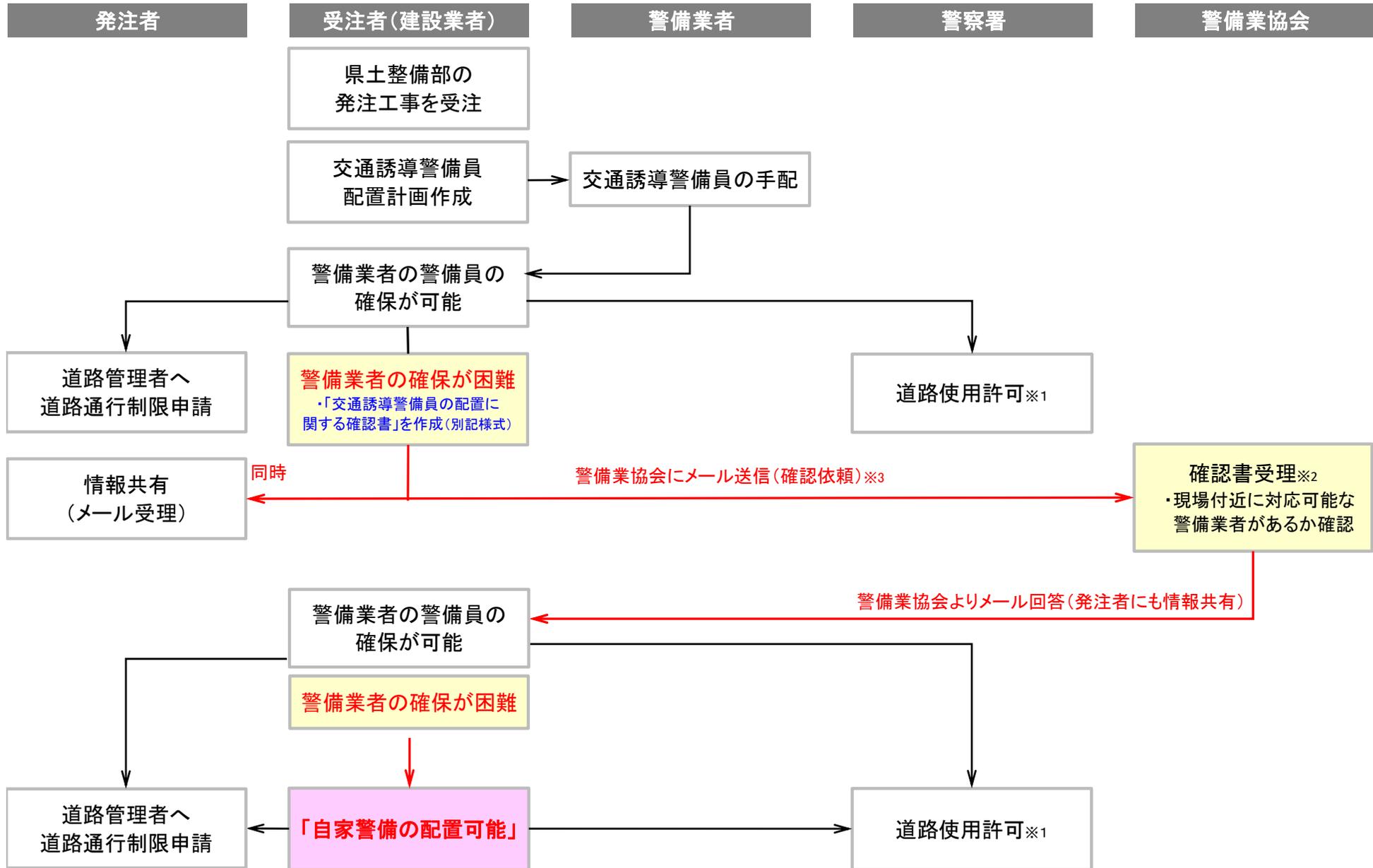
- ・支道部・車両乗入部からの流入が少ない
- ・工事用道路等への出入口等
- ・時間制限通行止め



自家警備が困難な場合の例 (交通誘導が複雑な場合)



自家警備等に係る事務フロー例



※1 道路使用許可における交通誘導警備員は、「交通整理人」であるため警備業者の交通誘導警備員だけでなく自家警備も可能である。

※2 交通誘導警備員の確保が困難な状況を踏まえ、警備員の確保に向け、警備業協会と連携。

※3 警備業協会への確認については、配置予定日から確認期間を考慮し、適切に行うこと。